

農地中間管理機構による農用地借受希望について

平成26年3月から、農業の生産性を高め農業を成長産業とするため、各都道府県に置かれる農地中間管理機構を活用して農地の利用集積を進めるための取組が始まっています。

今後、農業を行っている方が規模縮小や離農する場合、「農地中間管理機構」を介して農地の賃貸を行うと交付金の対象となる場合があることから、町といたしましては農地の所有者から申し出があれば、上記事業を進める予定であります。

この「農地中間管理機構」から農地を借受ける場合は事前に借受希望者として登録する必要があり、この登録をした方の中から貸付希望の出ている農地が最も効率よく集約されると思われる貸付先を選定します。この届出をしていない場合、希望している農地の借入れを希望してもその農地を借入れできない事が発生することとなります。

なお、今年度から募集期間は随時受付（4月1日から3月31日まで）となっています。新規に農地を借り入れたい希望のある方は、役場農務課又は農業委員会にて手続きを行ってください。なお、応募の有効期限は5年となっていますので、平成28年度以降応募された方は申込書の提出は必要ありません。

詳しい事業の内容は下記ホームページをご覧ください。

公益財団法人 北海道農業公社

http://www.adhokkaido.or.jp/nc_kobojoho.html

■問い合わせ先

佐呂間町役場 農業委員会 TEL 01587-2-1290

農務課農政係 TEL 01587-2-1209

※農地の賃貸等を希望する場合のご相談につきましては、佐呂間町農業委員会にお問い合わせください。（TEL 01587-2-1290）

※中間管理機構に貸付を委任するのは農地の所有者が希望するものであり、希望しない場合は、従前の農業委員会によるあっせんによるものとなります。

※借入希望を申し出た場合、氏名等がホームページに公表されますのでご了承願います。